

新憲法上の天皇——日本国体

山 尾 政 治*

The Japanese Emperor under the New Constitution —— The Fundamental Character of the State Japan Masaharu YAMAO

緒 言

旧憲法即ち大日本帝国憲法の時代迄は、天皇が我が国の元首で君主であらせられると言ふことに就て何等疑を挿む者はなかったこと勿論であるが、昭和二十年（一九四五年）七月二十六日の所謂ポツダム宣言の諸条項に基く連合軍司令部の勧告と指導の下に憲法改正が行はれ、昭和二十一年十一月三日「日本国憲法」と銘打って公布せられ、昭和二十二年五月三日から施行せられた所謂新憲法の下では、天皇の元首性が学界及び一般社会の重大問題として論議せられた。学界に於ける大勢としては、「天皇は新憲法に依って従来为国家元首から国の象徴となられた。従って日本はもはや君主国ではなくなった。」と言はれてゐて、此れが一般社会に於ても通説となつてゐる。従って憲法改正論者の中にも、「天皇が国の象徴では漠然としてゐるから、元首として明記すべきである。」とか、「現行憲法は米国から押し付けられたものだから、速かに元首、更に君主として規定すべきである。」とか、「現行憲法は米国の日本弱体化政策に依るものだから、独立した今日、現行憲法を破棄して明治憲法を復活させ、君主制を実現すべきである。」等の説もあり、又之に対して、「天皇を元首とすることは戦前への逆コースである。」とか、「天皇を元首にしようと言ふのは、軍国主義の復活をねらふ戦前の天皇制ファッショの復活運動である。」とか、色々反対論もある。

私は上述の通説、即ち「天皇は新憲法に依って従来为国家元首から国の象徴になられた。従って日本はもはや君主国ではなくなった。」と言ふ説には賛成出来ない。私の見る所では、象徴と言ふ用語は従来憲法其他の法律には用ひられなかったけれども、「天皇が日本国の象徴であらせられる。」と為す事實は、我が建国以来のことであつて、決して新憲法に始つたことではないと考へ、「国の象徴」の中に、天皇の君主性を認めるものである。従って新憲法の下に於ても、天皇は依然我が国の君主即ち元首であらせられ、日本国が君主国であると言ふことに何等変りはないと主張するものである。

本 論

一 日本国憲法の性格

昭和二十一年六月二十日第九十回帝国議会開会に當つて賜はつた勅書に、「……ここに帝国憲法第七十三条によって帝国憲法の改正案を帝国議会の議に付する。」とあるに依つても明かなやうに、日本国憲法は大日本帝国憲法を改正するものとして成立した、大日本帝国憲法の「改正憲法」である。詳言すれば、日本国憲法と言ふ新憲法は、大日本帝国憲法と称する旧憲法第七十三条の定める所に依

* 中部工業大学社会科学科教授

り、勅命を以て「大日本帝国憲法改正案」と言ふ議案が帝国議会の議に付せられ、帝国議会在憲法の定める要件に従ひ、両議院各々其の総議員三分の二以上出席の上議事を開き、出席議員三分の二以上の多数を以て改正の議決を為し、枢密顧問の諮詢を経、更に天皇の御裁可があり、公式令第三条の定める方式に従ひ、天皇の上諭を附して、「日本国憲法」と言ふ名称を以て公布せられた所の欽定憲法である。然るに或る学者は之に就て、「新憲法の定立は、明治憲法第七十三条による改正であるとせられながら、其れに依つて『大日本帝国憲法』を『日本国憲法』に改め、形式的に全条文を一変したばかりでなく、内容的にも全部に亘つて根本的に変更した。此のような行為は、元々旧法第七十三条に依つて為され得る所ではなく、右の条項に依つて其の合法性を根拠づけることは、法理上不可能のことに属する。従つて日本国憲法の定立は、形式的手続の上では旧法の改正とせられてゐても、内実に於ては、新理念に基く新法の制定であると観なければならぬ。」と言つてゐる。

然し私の見る所では、憲法の全面的改正と言ふことは、其の形式に就てのみ行はれ得る所であつて、其の内容に就ては、大幅の改正の行はれることはあつても、決して全面的改正と言ふことはあり得ない。何となれば、憲法の改正は内容上から観て、其れが苟くも「改正」と言はれる限り、政体其他の事項が之に依つて変更せられることはあつても、国体を変更する改正と言ふことはあり得ない。国体が変更せられる場合の憲法は、革命憲法と言ふ全く質の異なつた、何等前憲法と関係のない別個の憲法であつて、所謂改正憲法ではないからである。日本国憲法は、之に附せられた上諭に、「……帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、」とあるに拠つても明かなやうに、大日本帝国憲法の改正憲法である。従つて日本国憲法は、内容的に大幅の改正は行はれてゐるけれども、決して国体の変更を含む内容上全面的の変更を行った革命憲法ではないのであつて、此の学者の説く如く、「形式的に全条文を一変したばかりでなく、内容的にも全部に亘つて根本的に変更した。」と言ふことは出来ない。又憲法の名称に就て言へば、大日本の「大」の字が削除せられたのは、此の憲法改正が、我が国が無条件降伏をした戦勝国の占領下に於て、其の強力な勸告・指導と嚴重な監視の下に行はれたと言ふ、我が国の弱い遠慮勝ちな立場からの自然の結果であり、「帝国」の語を用ひなかつたのは、蓋し、平和主義を基調と為す建前上、所謂「帝国主義」を連想せしめる虞れのあることを慎重に慮つたが爲めに他ならない。又此の学者は、「此のやうな行為は、元々旧法第七十三条に依つてなされ得る所ではなく、右の条項に依つて其の合法性を根拠づけることは、法理上不可能のことに属する。」と言つてゐるけれども、此れは此の派の学者が、日本国憲法を革命憲法と為すが故の撞着を自ら告白したものに過ぎない。日本国憲法を以て君主国憲法と為す私としては、何等法理上の不合理も矛盾も感ぜず、当然のことと考へる。

又或る学者は、「ポツダム宣言及び之を受諾するに就て我が国の爲した申入れに対する連合国側の回答は、日本国民の自由に表明した意思に依つて政府を樹立し、最終的に政府の形態を決定すべきことを要求してゐる。此の要求の受諾は、天皇主権から国民主権への移行と言ふ革命的結果を意味する。新憲法は、国民が新たに獲得した憲法制定権に基き、其の代表者を通じて定立したのである。新憲法は民定憲法である。」と言つてゐる。即ち日本国憲法は革命的民定憲法であると言ふのである。然し此れは、ポツダム宣言及び之を受諾するに就て爲した我が国の申入れに対する連合国側の回答の趣旨を、

誤解することから生ずる謬見と言はざるを得ない。何となれば、私の見る所では、我が国の憲法改正がポツダム宣言の受諾に基因するものであること勿論であるが、ポツダム宣言及び之を受諾するに就て我が国の為した申入れに対する連合国側の回答の趣旨は、決して国体の変更を要求するものではない。ポツダム宣言は、我が国の民主主義的傾向の復活・強化を要求し、我が国政府の最終的形態が、日本国民即ち日本人全体の自由に表明した意思に合致して樹立せられるべきものとしてゐるが、我が国の憲法が天皇の制定せられる欽定憲法であってはならないとか、革命に依って成立する民定憲法でなければならないとか言っているのではない。何となれば、其の所謂日本国民 (Japanese people) とは、天皇を包含する日本人全体を意味するものと解すべきであって、君主たる天皇と其他の日本人とを区別して、天皇に対する一般国民と言ふ意味ではない。従って、ポツダム宣言及び右の回答は、日本国政府の最終的形態が、「天皇以外の日本人」と言ふ意味に於ける国民の意思に依って決定せらるべきことを要求するものでもなく、君主国を変更して共和国にすることを要求してゐるものでもないのであって、日本国政府の最終的形態は、天皇を含めての日本人自身に於て、自由に其の意思を表示して決定すべきものであることを指示したものだと解すべきである。此の事は、次のやうな事実からも明かである。即ち日本国民 (Japanese people) の自由に表明する意思に依って決定せらるべき政府を樹立する準備として、昭和二十一年四月十日に衆議院議員の総選挙が行はれ、総選挙後の特別議会たる第九十回帝国議会が五月十六日に召集せられ、六月二十日に開会せられたが、此の特別の使命を帯びた帝国議会自身、大日本帝国憲法の改正に就て、召集後の議員の行動に於て、其の第七十三条の手續に依る欽定憲法の形式に従ふべきことを強く支持し、連合国最高司令官も、斯うした当時の日本国民の蔽ふべくもない大勢を見て、六月二十三日に至り、特に声明を發して、「改正憲法が明治二十二年發布の現行憲法（大日本帝国憲法を指す）との完全な法的連続性の保持せらるべきこと」を要求したのである。故に日本国憲法は、ポツダム宣言の要求通り、日本国民 (Japanese people 即ち天皇を含む日本人全体) の自由に表明する意思に依って、我が国政府の最終的形態を、時の現行法に則り、合法的手続に依って制定せられた所の欽定憲法であって、決して革命に依る民定憲法ではないのである。凡そ現行法に準拠することなく、法秩序を無視する行為に依って国家組織の基本的形態を変革することを革命と言ふのであるから、大日本帝国憲法と言ふ、當時に於ける現行憲法に則り、其の所定の手続に従って改正せられた日本国憲法が革命憲法でないことは極めて明白であり、欽定憲法に準拠した改正に依って成立した日本国憲法が欽定憲法であることも亦疑を容れない所である。而して日本国憲法が欽定憲法であると言ふことは、其れが君主国の憲法であると言ふことを意味するものである。何となれば、共和国の憲法を制定するに、何もことさらに、欽定憲法の形式を取る必要はなかった筈だからである。

以上日本国憲法の性格に就て簡単に述べたが、次に天皇の象徴的御地位に就て述べる。

二 天皇の象徴的御地位

イ 象徴の一般的意義

天皇の象徴的御地位に就て述べる前に、「象徴」と言ふ語の一般的意義に就て述べる。象徴と言ふ語は、本来芸術論上の用語であって、抽象的な事物を表現する一定の具象的な存在、即ち觀念的存在を現

実の世界に顕現する一定の感覚的・有体的存在を意味する。凡そ我々の表象（心理学上 presentation と言はれるもの、即ち意識中の過去の印象を再び表はすこと）の方法に二通りある。其の一は、対象の直接的意味を表象する場合で、此の場合には直観と対象の現実的意味とが直接的に融合する。例へば、眼の前に桜の花を見て単に桜の花と言ふ観念を懷く場合が是れである。其の二は、対象の現実的意味の他に、間接的・連想的意味をも含めて表象する場合であって、例へば、桜の花を見て、桜の花と言ふ直観的意味の他に、「善良な教育」と言ふやうな観念をも結び附けて懷く場合が即ち是れである。そして此の後者の場合に於て、観念の対象たる桜の花を「象徴形式」と言ひ、之に結び附いてゐる間接的・連想的な「善良な教育」と言ふ観念を「象徴内容」と言ふ。即ち直接的な桜の花と言ふ具象的なものと、間接的な「善良な教育」と言ふ抽象的観念とが、各々独立の意義を有しつつ結合する所に象徴の意義があるとせられるのである。而して一般に「象徴形式」たるものは、白・赤・青等のやうな色彩とか、線や点のやうな感覚的なものとか、人・動植物・器具等のやうな有体的存在であるが、「象徴内容」は、愛とか勇氣とか清純とか高潔とか人生とか言ふやうな、抽象的な無形的存在である。即ち象徴は、我々に直覚的に目に視えない観念上の事物を、之と何等かの意味に於て、一種の類似性又は共通性を有する現実界の可視的存在に依つて間接的に連想せしめる場合、其の現示体即ち可視的存在を指して言ふ語である。而して所謂象徴内容は、象徴形式に頼る（憑依又は依拠する）ことに依つて、一種の感情的効果が高められると共に、所謂象徴形式は、象徴内容の性質や意義に依つて、超越的に浄化又は神聖化せられるものであつて、之が為めに、象徴は芸術に取つて極めて重要な一要素を成し、従つて美術等にも最も大切なものとせられる。文学・絵画・彫刻等に於て象徴の例は甚だ多く、又宗教上等に於ても屢々認められる所である。

以上象徴の一般的意義に就て簡単に述べたが、象徴に就て最も重要な事は、象徴内容が象徴形式に憑依・依拠することに依つて、一種の感情的効果が高められると共に、象徴形式が象徴内容の性質や意義に依つて超越的に浄化又は神聖化せられるものであると言ふ点である。然るに従来一般に、象徴と言ふ語の解釈に當つて、此の事が余り重視せられてゐないことは何故であらうか。此の事は象徴の生命とも言ふべき最も重要な事である。

次に国家の象徴と言ふことに就て述べねばならぬ。

ロ 国家の象徴

国家の象徴と称せられるものに凡そ二つある。物的象徴と人的象徴が即ち是れである。物的象徴は国旗であり、人的象徴は特定の単一自然人である。国家の象徴たる国旗は、国家の存立と性質とを表示するものであつて、普通に国家に対する敬意の対象的標識（メジルシ）として掲揚せられるのであるが、実際には更に其の効用が拡大せられて、或は国籍を表はし、或は国家的若しくは社会的行事等に対する国民的慶弔等の感情を表示する託意的徴証（シルシ）として掲用せられる。そして此の物的象徴は、同時に多数存在し得ると言ふ特徴を有する。国家の人的象徴は、国家の人格を自己の人格の中に吸収し、意思活動体たる一身を以て抽象的存在たる国家を具象化し、国家の存立や性質のみでなく、其の機能をも現実界に顕現するものであつて、同時に多数存在するのではなく、常に唯一人に限られると言ふ特徴がある。君主が即ち是れである。此の場合、国家の人格は、君主と言ふ特定の一個

人の人格と融合同化することに依って現実界に現はれるのである。故に君主は国家の化身であって、国家其のものゝ現実的姿（顕現体）である。而して君主が国家の顕現体であると言ふことは、君主と言ふ一自然人が、国家と言ふ一の独自の生命を有する生活体の存立と独特の性質とを、其の一身の肉体的形状（容姿）を以て表現する静態的象徴であると言ふことだけではなく、国家人格其のものゝ現実的活動体（活動的現実体）として、国家の意思活動を表現する動態的象徴であると言ふことを意味する。何となれば、象徴内容たる国家も人格者であり、象徴形式たる君主も亦人格者であって、觀念体たる国家の人格は、現実体たる君主の人格の中に融合同化し、従って国家の本源的（又は直接的）意思活動は、自然人たる君主の意思活動を通して行はれるからである。（派生的又は間接的意思活動は国家機関に依って行はれる）物的象徴たる国旗は常に単なる静態的象徴である。

又既に述べた如く、象徴内容は象徴形式に憑依することに依って一種の感情的効果が高められると共に、象徴形式は象徴内容の性質や意義に依って超越的に浄化又は神聖化せられるものであるが、此の事は、君主が国家の象徴であると言ふ場合に就ても同様である。即ち象徴内容たる国家は、象徴形式たる君主に憑依（依拠）することに依って、例へば所謂愛国心の如きもの即ち国家に忠誠を致さんとする一種の国民感情的効果が高められると共に、象徴形式たる君主は、象徴内容たる国家が統治権の本体の主体であると言ふことから、必然的に国家其のものゝ有する最高の權威性（信賴と敬服の対象たる性質）と尊厳性（尊敬と不可侵感の対象たる性質）に依って、一種の超越的存在として神聖化せられるのである。是れ、君主が一般に、法上責任を超越した地位に在るものとせられる所以であって、所謂君主の無答責は此の原理に因るものである。蓋し君主は国家其のものゝ現実的姿であり、国家自体の權威と尊厳の体现者として超越的に神聖化せられるからである。従来一般に、君主と国家との関係に就て、君主は国家の最高機関であると説明せられてゐるけれども、私の見る所では、象徴と機関とは其の性質を異にし、君主は国家の象徴であって機関ではない。機関には必ず責任が帰せられる。

尚ほ象徴と言ふ語が法文中に使用せられるに至ったのは比較的新しいことであるけれども、「君主が国家の象徴である」とせられる事實は、君主国体の国家が成立した昔から存在するものと言ふべきである。即ち君主が国家と同格であり一体であると言ふ考へ方は、洋の東西を通じて見られる所である。例へば、フランスのルイ第十四世が、地方に暴動があつて、土地・人民に大きな損害を受けた時、陸軍大臣ルーボアを呼んで其の状況を尋ね、大臣が損害の実状を報告した後、「此れは国家の損害でございまして王室の損害ではございませんから、どうぞ御安心遊ばすやうに」と答へるや、王は烈火の如く怒つて、「朕は即ち国家である。どうして朕の損害でないと言ふか。」と激しく叱つたと言ふことは有名な話である。又日本書紀や古事記に伝へる、仁徳天皇が高殿に御昇りになって、国に満ちた民家の煙を御覧になり、「朕既富矣」と御悦びになった故事の如きも、我が国に於て古来天皇が国の象徴であり、国民統合の象徴であるとせられてゐたことを如実に物語るものと言ふことが出来る。又国家を意味する英語の state と言ふ文字が、古い時代に「玉座」(Throne, Chair of state) の意味に用ひられたと言ふことも、極めて興味あることと思はれる。中国でも、「国家」の語を「天子」の義に用ひた例がある。例へば晋書の陶侃伝に、「国家年少不出胸懷。」とあり、事物紀原に、「国家自神宗專以經術取士。」とあるが如きが是れである。従つて又中国では「皇位」のことを「国位」

と言った例がある。例へば韓非子や釈氏通鑑に此の語が見られる。我が国でも、日本書紀・続日本紀・続日本後紀等の古典に、「国家」と書いて之を特に「ミカド」と訓ませてゐる所が沢山ある。又此等の古典には、同様に日本国を表はす語であるが、「帝国」「大倭」「大国」「中国」(葦原中国の略)^{アシハラノナカツクニ}等と書いて、之を特に「ミカド」と訓ませてゐる例がある。尚ほ国家を「コクカ」と音読して「天皇」を意味する例も大宝律令に見られる。即ち、「国家を危くせんと図る。」と言ふ句があつて、其の註に「敢テ尊号ヲ指斥セス故ニ託シテ国家ト云フ。」と言つてゐる。即ち此等の「国家」と書いた語は何れも「天皇」の意味に使用せられてゐる。更に又平安朝時代末期の天文博士安倍業俊奏状の中に、「国家、上皇」とあつて、其の所謂国家は六条天皇を意味し、上皇は後白河上皇を謂つてゐる。是に因つて観れば、国家と君主とを同格一体と為す思想が昔から存在したことが立証せられるのである。此等の時代に「象徴」と言ふやうな語が用ひられてゐなかつたことは勿論であるが、所謂象徴内容たる国家と象徴形式たる君主との關係を、国家即君主、君主即国家(日本国即天皇、天皇即日本国)と言ふ素朴で且つ漠然とながらも、両者を同格一体的なものと為す思想其のものゝ存在したことは、明白な事実であると言はねばならない。

次に日本国の象徴と言ふことに就て述べる。

ハ 日本国の象徴

日本国憲法第一条に、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く。」とあつて、天皇の憲法上の御地位に就て規定してゐる。象徴の語を既に述べたやうに解釈し、君主が国家の象徴であつて、觀念的存在たる国家の現実的具象的顯現体として、国家と同格一体的存在であると解するならば、「天皇が我が日本国の象徴である。」と言ふことは、天皇が日本と言ふ国家の人格を御一身の御人格の中に吸収せられ、意思活動体たる御尊体を以て、抽象的存在たる日本国と言ふ国家を具象化せられ、日本国の存立・性質及び機能を、天皇の御容姿及び御意思活動に由つて現実界に顯現し給ふことを謂ふものと解しなければならない。即ち天皇は日本国の化身であらせられ、日本国其のものゝ現実的姿(顯現体)であらせられるのである。而も天皇が日本国の現実的姿であらせられると言ふことは、日本国と言ふ一つの独自の生命を有する生活体の存立と性質とを其の肉体的御一身を以て表現せられる所謂靜態的象徴であらせられると言ふことだけでなく、国家人格其のものゝ活動的現實体として、国家の意思活動を表現し給ふ所謂動態的象徴であらせられると言ふことを意味する。何となれば、一般君主に就て既に述べたと同様、象徴内容たる日本国も人格者であり、象徴形式たる天皇も亦人格者であつて、觀念体たる国家日本の人格は、現實体たる一自然人天皇の御人格の中に融合し、従つて国家の直接的(又は本源的)意思活動は、自然人としての天皇の所謂「国事に関する行為」と言ふ現実の意思活動を通して表現せられるのである。(国家の間接的又は派生的意思活動は、各種の国家機関の所謂「国政に関する行為」を通して行はれる。)日本国憲法が、国の象徴であると言ふ天皇の御地位に就て定める第一条の規定に続いて、其の第三条以下に於て(第二条は天皇の世襲制に就ての規定)天皇の国事に関する行為に就て規定を設け、天皇の権能を掲げてゐるのも之が為めであると解せられる。即ち第一条に於て天皇が日本国の象徴であることを定めてゐると言ふことゝ、第三条以下に於て天皇の国事行為に就て定めてゐると言ふこと

ゝの關係を思ふ時、所謂国事行為を行ひ給ふ天皇の権能は、之を日本国の動態的象徴としての天皇の権能に就て規定せられたものと解すべきである。

要之「天皇が日本国の象徴である」と言ふことは、天皇が日本と言ふ国家の人格（主権本体の主体性）を、御一身の人格の中に吸収し、抽象的組織体たり觀念的存在たる日本と言ふ国家の存立・性質及び機能を、其の御一身の御容姿と御活動とに由って現実界に具象的に顕現し給ふこと、詳言すれば天皇と言ふ御一人が日本と言ふ国家と全く融合同化して一体的存在となられ、㊦靜態的象徴として日本国と言ふ一の觀念的組織体の独立存在（日本国の對外的独立性）と其の独自の性質（對内的最高性——最高權威及び最高尊嚴）とを現実の肉体的御容姿を以て表現せられると共に、㊦動態的象徴として、即ち日本国の人格其のものゝ活動的現実体として日本国の機能を、国事に関する行為と言ふ自然意思に依る御活動を通して顕現せられると言ふことである。

然るに學者は一般に、「天皇が日本国の象徴であると言ふことは、天皇が日本国の作用として何等かの行動を為されると言ふことを示すものではなく、従つて國家に於て統治するとか、國家統治權を發動するとか、總攬するとか言ふ意思作用のことを示すものでない。」と為し、恰かも国旗が國家の象徴であると言ふ場合と同様に解し、或る學者は、「天皇が象徴であると言ふことは、何等法的意義がなく、日本國憲法に示す必要はなかつた。」と主張してゐる。然し此れは、象徴には物的象徴と人的象徴の區別があり、無形の人格者を有形の人格者が象徴する場合、無形の人格者の理念意思が、有形の人格者たる特定の單一自然人の現實的意思に由つて其の機能を発現すると言ふことを看過（見逃）してゐるものと言はねばならない。意思活動を行はない人的象徴は單なる偶像に過ぎず、物的象徴と何等異なる所はない。天皇を國家の物的象徴と同様に解するが故に、天皇が日本国の象徴であると言ふことを日本國憲法に示す必要はなかつたと言はねばならなくなるのである。私の見る所では、天皇が日本国の象徴であると言ふ場合には、象徴内容たる日本國も象徴形式たる天皇も共に人格者であつて、觀念体たる日本國の人格は、現實体たる天皇の御人格の中に吸収（融合同化）せられ、従つて國家の意思活動は、自然人たる天皇の意思活動に由つて表現せられるのであると解釈し、此の事を天皇は日本國の動態的象徴であると言ふのである。

又既に一般君主に就て述べたと同様、「日本國」と言ふ象徴内容は、「天皇」と言ふ象徴形式に憑依することに因つて國民感情の効果が高められると共に、象徴形式たる「天皇」は、象徴内容たる「日本國」が統治權本体の主体であると言ふ性質に因り、必然的に一種の超越的存在として神聖化（神聖と言つても神様と言ふことではなく至高性を意味する）せられ、國家其のものゝ特性たる最高權威と最高尊嚴とを體現せられるのであるから、日本國憲法に於ては、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と言ふ特別の規定はないけれども、此れは自明のことである。何となれば、「天皇が日本國の象徴である」と言ふこと自体が、必然的に天皇の超越性（最高權威性と最高尊嚴性）を意味するからである。而して斯の如き象徴的人格者は君主以外に存在し得ないのである。

次に統治權の總攬と言ふ面から、日本國憲法に於ける天皇の君主性に就て述べねばならない。

三 天皇と統治權の總攬

従来多くの學者は、「天皇は日本國憲法に依つて、統治權の總攬者から國の象徴となられ、最早統

治権の総攬者ではない」と説いているし、又或る一部の学者は、天皇の君主性は否定してゐないけれども統治権の総攬者たることを否定してゐる。然し天皇の君主性を肯定しつつ統治権総攬者たることを否定することは、理論上矛盾と言はなければならない。何となれば、従来一国に於て特定の一人が統治権の総攬者である時、之を君主と言ふと為すことが、法学界に於て一般に認められてゐる定説であつて、此の定説に従へば、日本国憲法下に於て天皇が統治権の総攬者でないとするれば、其の君主性を否定せざるを得ないからである。然し私の見る所では、天皇は日本国憲法の下に於ても、統治権の総攬者であり、従つて天皇は依然日本国の君主であらせられる。私の解する所では、所謂統治権を総攬すると言ふことは、統治権と言ふ国家の意思力の作用を本源的に（第一次的に）発動する契機を掌握することに依つて、全体としての国家の諸機能を総合統一することを謂ふのである。総攬者が自ら統治権を一般的に行使してゐるか否かは問題でなく、統治権の「本源的発動の契機を掌握する」と言ふことが其の本質的内容である。一部の学者が、総攬者が自ら統治権を一般的に行使する場合を直接君主制（君主親政）、他の者に一般的に其の行使を委任する場合を代表君主制（委任政治）と言つてゐるやうに、君主国の統治権行使の方式には大体右の二通りあるが、所謂代表君主制の場合に於ても、特定の一人が統治権の本源的発動の契機を掌握してゐる限り、其の特定人は君主たる本質を失はないのである。

凡そ君主国に於ける統治の方式は、国に依り時代に依つて異なるものであつて、我が国の歴史に就て見ても、天皇の統治は、或は委任政治の形態を取り、又或は親政形態ともなり、必ずしも常に大日本帝国憲法時代に於けるが如き方式を持ったわけではない。蓋し我が国に於ては、建国以来今日迄の間に於て、前後通算して約二百六十年に亘る天皇御親政の間を除いて、他は総て、特定の皇族・重臣又は武將に一般的国政を委任せられ、天皇御自身は、今日日本国憲法に所謂「国事に関する行為」に相当すると考へられる行為を行ひ給ふのみであつた。而して此れが即ち我が国に於ける統治権総攬のむしろ原則的方式であつて、私の見る所では、日本国憲法の下に於ては、天皇は、憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ給ひ、所謂国政に関する権能は有せられないけれども、（第四条第一項）所謂国事に関する行為（第三条乃至第七条）を行ふことに依つて統治権を総攬し給ふのである。

尚ほ学者の多くは、天皇は単なる象徴であつて国家の元首たる地位にないことを内容的に示してゐるものは、其の権能に就ての規定であるとし、天皇の所謂国事に関する行為に就て、儀式的な性質を持つもので、政治的な意思の決定は、国政として夫れ夫れの国家機関が之を行ひ、天皇は単に其の決定に儀礼的な形式を附け加へるに過ぎないと為してゐる。然し私の見る所では、所謂国事に関する行為を行ふ権能も国家統治上の権能の一部であり、而も所謂天皇の国事に関する行為の中には、例へば内閣総理大臣や最高裁判所長官の任命を初め、其の他国会の召集、衆議院の解散、法令及び条約の公布等の如き、極めて重要な国務が含まれてゐる。又天皇は国政に関する権能を御持ちにならないから、政治的な意思の決定は、国政として夫れ夫れの国家機関が之を行ふこと勿論であるけれども、天皇は単に其の決定に儀礼的な形式を附け加へられるに過ぎないと為すことは、皮相の解釈と言はざるを得ない。何となれば、私の見る所では、天皇は所謂国事に関する行為を行ひ給ふことに依つて、夫れ夫れの事項に就て国家機関の為す政治的な意思決定に対して、法的拘束力を付与し給ふものと解するからである。例へば内閣総理大臣は、国会が国会議員の中から国会の議決で之を指名する（第六十七条）

のであって、誰を内閣総理大臣にするかの政治的決定は、国会が之を行ふのであるけれども、此の政治的決定が、法的拘束力を生じて現実に内閣総理大臣が出来るためには、任命と言ふ天皇の国事行為が必要である。又国会の召集に就ては、内閣が決定権を有するけれども、此の政治的決定が法的拘束力を生じて、現実に国会が召集されるためには、国会召集に関する天皇の国事行為が必要である。我が国に於て天皇が君主であり、従って統治権の総攬者であると言ふことは、我が国建国以来一貫して存した法の定め（成文法に限らない）であって、此の事は従来学界のみでなく一般国民の間にも広く理解せられ認識せられてゐた所である。例へば、明治維新前江戸幕府時代に於ては、統治権を行使すること（総攬することではなく）を一般的包括的に天皇が將軍に委任せられてゐたのであるが、此れは、天皇が統治権を行ふことを一般的に將軍に委任せられること（並に他の若干の国事行為と言ふべき諸権能を行はれること）に依って統治権を総攬し給うたものと解すべきである。即ち天皇は、委任と言ふ統治権の本源の発動の契機を掌握し給ふことに依って、統治上の諸機能を総合統一し給うたのであって、此の統治権総攬の権能が、維新以後、王政復古に依る天皇御親政となり、（即ち所謂代表君主制から直接君主制となり）やがて大日本帝国憲法の下に於ける広大な大権に依る統治方式となつたのであるが、大戦後、日本国憲法が大日本帝国憲法の改正法として制定せられ、民主主義的傾向の復活・強化の実現体制として、国民の参政権は更に大いに拡大せられ、従来天皇の大権として御親政の範囲に留保せられてゐた統治権行使の諸権能、即ち所謂「国政に関する一切の権能」は、之を国会・内閣其他の国家機関に委付せられ、天皇は専ら所謂「国事に関する行為」のみを行ひ給ふことに依って統治権を総攬せられることになつたのである。即ち現在に於ける天皇は、日本国憲法と言ふ欽定憲法を以て、従来御親政の範囲に留保せられてゐた統治権行使の諸権能を国家の諸機関に委付する制度を定められ、（就中国会には国権の最高機関として国政に関する最高の権能を委付せられ）此の制度の下、内閣総理大臣の任命に依って行政権に関し、最高裁判所長官の任命に依って司法権に関し、国会の召集・衆議院の解散に依って立法権に関し、夫れ夫れ統治権作用の本源の発動の契機を掌握し給ふことに依って、全体としての統治権能を総合統一し給ふのである。従って今日、日本国憲法の下に於ても、天皇は統治権の総攬者即ち君主であり国家元首であると言はなければならない。

要之、天皇は日本国憲法の下に於ては、国政に関する権能は有せられないけれども、此れは大日本帝国憲法と完全な法的連続性を保持する日本国憲法の欽定に依って、国政に関する総ての権能を国家機関に永久に委付せられたものであって、天皇は日本国憲法の下に於ても、猶ほ所謂国事に関する行為を行ふことに依って統治権を総攬し給ふのであると断ずることが出来る。

次に所謂「主権在民」が天皇の君主性と矛盾しないと言ふことに就て述べる必要がある。

四 天皇と主権在民

日本国憲法前文中に、「ここに主権が国民に在することを宣言し、云々」とあり、本文第一条後段に「主権の存する日本国民」と言ふ語があるが、此等の場合に所謂主権は、「本体」の側面に就て観た主権ではなく、「作用」の側面に就て観た主権を意味する。何となれば、凡そ主権の本体は、如何なる国に於ても常に国家其のものに帰属するからである。又此等の場合に所謂「国民」は、個人総数としての全国民（即ち日本人全体）を意味し、日本国の構成員（天皇を含む）たる現実の人間の総数、即

ち個人たる日本人の総員を意味するものと解する。多くの学者は、此等の場合に於ける国民と言ふ語の中には天皇を含まないものと解してゐるやうである。従来の一般的用法に従へば此の解釈は正当と言ひ得るであらう。然し私は、日本国憲法前文及び第一条に所謂国民又は日本国民は、従来用例と異なつた新しい意味を持ち、所謂 *Japanese people* の意味であつて、天皇をも包含した全日本人と言ふ広い意味に解すべきであると考へる。天皇と一般国民とを包含した日本人全体と言ふ意味を表はす適当な語が他に見付からない為であると思はれる。天皇を含む意味で国民と申しても、理窟を言へば字義上必ずしも不合理と言ふことは出来ない。何となれば、「民」と言ふ字は「君」に対する一般人民と言ふ意味の外に広く「人」とか「人類」を意味することがあるからである。康熙字典には此の事を出典を示して説明してゐる。然し私は字義の穿鑿よりも、理論上此等の国民又は日本国民の語が、天皇を含むものであることを主張するものである。日本国憲法第一条後段に、「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」とあるが、日本国の象徴、日本国民統合の象徴たる天皇の御地位が、日本国民の総意に基くと言ふことは、象徴としての天皇の御地位が、天皇を象徴として推戴しようとする一般国民の意思と、之を受諾せられんとする天皇の御意思との結合に依つて成る「日本人全体」の共通意思に基くことを謂ふのであつて、決して天皇以外の日本人の意思のみに依つて一方的に決定せらるべきものでないことは理の当然と言はなければならない。又實際此等国民又は日本国民の語が天皇をも含むものと解しなければ、主権在民を合理的に説明することは出来ない。そして君主が国民の中に含まれると解することは、外国の学者中にもあるのであつて、(例へば、W・J・ペール、K・H・L・ペリッツ、H・T・クルーク等の如きが即ち是れである) 決して私の独断ではない。

さて既に述べた如く、天皇は主権本体の主体たる日本国の象徴として、主権作用(統治権)を本源的に発動する契機を掌握せられるのであるが、一般国民は、此の天皇の統治権総攬の下に於ける参政権の行使と言ふ形に於て、主権作用に協力する権利を均しく享有するのである。即ち之を具体的に言へば、一般国民は議員選挙に依つて国会に其の代表者を送り、国民の代表機関たる国会は立法権を行使する外、内閣総理大臣を指名し、内閣総理大臣は國務大臣を任命して内閣を組織して行政権を行ひ、又天皇の国事に関する行為(統治権の総攬行為)の成立要件としての助言と承認を行ふのであるから、主権の総作用が、天皇を含む全国民の直接的・間接的総協力の体制の裡に行はれることになるのである。斯のやうな我々総ての日本人を網羅する国民全体(主権作用の総攬者たる天皇を含む集団としての日本人の総員)と主権(作用)との関係を、総合的包括的に観て、「国民が主権の主体である。」とか、「主権が国民に存する。」とか言ふのである。従つて「主権が国民に存する」(主権在民)と言ふことは、決して天皇の君主制と矛盾するものではないと言はなければならない。

次に日本国憲法第四十一条の、「国会は国権の最高機関であつて」とある規定が、天皇の君主性を否定するものでないと言ふことに就て述べる必要がある。

五 天皇と国会の地位

之に就ては、先づ第四十一条中の「国権」と言ふ語の意義に就て特に注意することを要する。一般に国権と言ふ語は、主権・統治権の語と同様、国家の意思力に就て用ひられるのであるが、此の三つの語は、或は同義に用ひられ、又或は異なつた意味に用ひられ、可なり混用せられてゐる。多くの学

者は、国権とは唯一不可分の国家の包括的意思力であると説明してゐる。然し私の見る所では、国権も主権も統治権も、時に或は国家意思力の唯一不可分の本体を意味し、又時に其の多方面に分れて発現する作用を意味する。而も其の作用を意味する場合にも一つ一つの具体的事項に対して発動する個々の作用を意味することもあり、凡ゆる作用の全部を網羅して之を総体（複数としての全部）として謂ふこともあり、又其の一部分を謂ふこともあり、又或は作用の悉くを合して一つのもつと見た全体又は其の部分の意味することもある。従つて国権と言ふ語が、常に唯一不可分の本体の意味のみに用ひられるとは言ひ得ない。そして其の如何なる意味に解すべきかは、前後の關係から論理的に判断しなければならない。日本国憲法に於ける用法を見るに、統治権と言ふ語は使用せられてゐないけれども、主権の語が前文中に二個所と第一条に一個所、国権の語が第九条及び第四十一条に各一個所使用せられてゐる。所で主権・国権の語は既に述べたやうに、互に同義にも使用せられるけれども、日本国憲法と言ふ同一の法典に此の二つの異なつた語が使用せられてゐると言ふことは、両者は当然異なつた意義を有するものと解しなければならない。而して主権の語が主権の作用の包括的総合的全体を意味することは既に述べた通りであるから、国権の語は必然的に之と異なる意義に使用せられてゐるものと解すべきである。私の見る所では、第四十一条に「国会は、国権の最高機関であつて、」と言つてゐる国権は、所謂「国政に関する権能」を意味するもの、詳言すれば、主権作用の包括的総合的全体の中から所謂国事に関する行為を行ふ「天皇の権能」を控除した残余の主権作用、従つて第四条に所謂「国政に関する権能」の全部を包括して謂つたものと解すべきである。而して既に述べた如く、天皇は、国事に関する行為を行ふことに依つて、主権作用（統治権）を総攬し給ふのであるから、国会は、天皇の統治権総攬の下、一切の国政に関する権能に就て、国家の最高機関として活躍するものである。第四十一条に、「主権の最高機関」と言はずして、「国権の最高機関」と言つてゐる点に留意すべきである。故に、国会が国権の最高機関であることを定める第四十一条の規定は、何等天皇が統治権の総攬者であること、即ち天皇の君主性、元首性を否定するものではないと言はねばならない。

更に又假りに第四十一条に所謂国権の語を、多くの学者の説くが如く、唯一不可分の国家の包括的意思力を意味するとしても、既に述べた如く、天皇は古今を通じて国家の機関ではなく、国家の象徴として総ての国家機関の上に存在せられる。従つて国会が国権の最高機関であることを定める第四十一条は、天皇の君主性と何等矛盾するものではない。

最後に天皇の君主性に伴ふ国家制度に就て述べる。

六 天皇の君主たる御地位に伴う国家制度

日本国憲法及び皇室典範は、摂政制度及び皇室制度に就て規定を設け、皇室制度に就ては皇室典範の他、更に宮内庁法・皇室経済法・同法施行法等の法律が制定せられてゐるが、此の摂政制度及び皇室制度は、君主国体の国家に特有の制度であつて、共和国には存しない所である。而して此の両制度は、大日本帝国憲法や日本国憲法に於てのみでなく、我が国の古制に於ても天皇の君主たる御地位に伴つて認められて来た所であつて、此の点から観ても、我が国体の変更は認められず、天皇は依然として君主即ち国家元首たる地位にましますと断言しなければならない。